

交	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

運 免 第 1 4 1 号
令 和 4 年 5 月 1 2 日

各 所 属 長 殿

運 転 免 許 課 長

外国語の説明による認知機能検査の実施要領等について

外国語（英語、中国語、ハングル、ポルトガル語及びスペイン語）の説明による認知機能検査については、「外国語の説明による認知機能検査の実施要領等について」（平成29年3月9日付け警察庁丁運発第41号。以下「旧通達」という。）を標準として実施されているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）等の施行に伴い、「認知機能検査の実施要領について」（令和4年4月28日付け運免第101号。以下「実施要領通達」という。）により、認知機能検査の実施要領の一部が改正されたことから、この度、別添「外国語の説明による認知機能検査の実施要領等」のとおり定め、令和4年5月13日から運用することとしたので、外国語の説明による認知機能検査を実施する際の標準とされたい。

なお、令和4年5月12日までの間に、外国語の説明による認知機能検査を実施する場合は、旧通達に基づいて行うこと。

担当 運転免許課
高齢運転者等支援係

別添

令和4年5月

外国語の説明による認知機能検査
の実施要領等

青森県警察本部運転免許課

外国語の説明による認知機能検査の実施要領等

日本語を理解できず、英語、中国語、ハングル、ポルトガル語及びスペイン語（以下「5か国外国語」という。）のいずれかを理解できる者等に対する認知機能検査（以下「外国語版認知機能検査」という。）の実施要領等については、以下のとおり実施することを標準とする。

なお、認知機能検査（以下「検査」という。）の具体的実施要領や基本的留意事項等については、実施要領通達に基づくものとする。

1 検査員側

(1) 検査員

検査員は、年齢21歳以上の者で、警察庁又は都道府県公安委員会が行う検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了し、受検者が理解できる5か国外国語のいずれかを話せる者とする。ただし、検査員が受検者が理解できる5か国外国語を話せない場合であっても、3の実施要領によって検査を行うことができる。

(2) 補助者

補助者は、検査員の指導監督の下、受検者が理解できる5か国外国語又はそれ以外の外国語（例えばフランス語、イタリア語等）により、当該外国語版認知機能検査の実施要領を読み上げ又は通訳して検査を行うことができる者とする。

2 受検者側

(1) 受検者

受検者は、検査を受けようとする者のうち

- 日本語は理解できないが、5か国外国語のいずれかを理解できる者
- 日本語及び5か国外国語のいずれも理解できないが、補助者又は付添人の通訳により、検査を受検することができる者

を対象とすること。

(2) 付添人

付添人は、受検者の理解できる5か国外国語又はそれ以外の外国語を話し、検査員の指導監督の下、通訳として検査に同席することができる者とする。

3 検査等の実施要領

検査の具体的な実施要領は、当該外国語版実施要領と実施要領通達によるものとする。

(1) 受検者が5か国外国語のいずれかを理解できる場合

ア 検査員又は補助者のいずれかが受検者が理解できる5か国外国語を話せる場合、受検者が理解できる当該外国語版進行要領を受検者に読み上げて検査を行うこと。

イ 検査員又は補助者のいずれも受検者が理解できる5か国外国語を話せない場合、受検者が理解できる当該外国語版進行要領をパソコン、プロジェクター等の画面に表示して受検者に示しながら検査を行うこと。

(2) 受検者が5か国外国語のいずれも理解できない場合

ア 検査員又は補助者が受検者の理解できる言語を話せる場合

実施要領通達に基づいて検査内容を通訳して受検者に十分説明した後、適正かつ

円滑に検査を行うこと。

イ 検査員又は補助者が受検者の理解できる言語を話せない場合

(ア) 付添人が日本語を理解できる場合

受検者と付添人が共通の言語を話し、付添人が日本語を理解できる場合は、検査員の指導監督の下、付添人を通訳として同席させ、実施要領通達に基づいて付添人に検査内容を通訳させて受検者に十分説明した後、適正かつ円滑に検査を行うように努めること。この際、検査の採点を行うに当たって、付添人に回答の訳語を併記させることができる。

なお、不正防止の観点から、付添人に検査に関する通訳以外の会話を控えさせるようにすること。

(イ) 付添人が日本語を理解できず5か国外国語のいずれかを理解できる場合

受検者と付添人が共通の言語を話し、付添人が5か国外国語のいずれかを理解できる場合は、検査員の指導監督の下、付添人を通訳として同席させ、当該外国語版進行要領をパソコン、プロジェクター等の画面に表示して付添人に検査内容を通訳させて受検者に十分説明した後、適正かつ円滑に検査を行うように努めること。この際、検査の採点を行うに当たって、付添人に回答の訳語を併記させることができる。

なお、不正防止の観点から、付添人に検査に関する通訳以外の会話を控えさせるようにすること。

4 検査用紙等

検査用紙、採点補助用紙及び結果通知書については、当該外国語版の「検査用紙」(別添1-2、2-2、3-2、4-2、5-2)、「採点補助用紙」(別添1-3、2-3、3-3、4-3、5-3)、「結果通知書」(別添1-4、2-4、3-4、4-4、5-4)を使用すること。ただし、日本語又は5か国外国語以外の言語で検査を実施した場合は、実施要領通達の別添資料を使用すること。

5 留意事項

日本語を理解できない受検者に対する外国語版認知機能検査等の実施については、委託先に実施させることなく、原則として都道府県公安委員会において実施するものとする。

ただし、委託先において、その検査員又は補助者のいずれかが受検者が理解できる5か国外国語で検査を実施できる場合又はパソコン、プロジェクター等を使用して受検者が理解できる当該外国語版進行要領を受検者に示しながら検査を実施できる場合は、3-1の検査の範囲内で検査を委託することができるものとする。

6 添付資料

(1) 別添1「英語版」

ア 別添1-1「英語版進行要領」

イ 別添1-2「英語版検査用紙」

ウ 別添1-3「英語版採点補助用紙」

エ 別添1-4「英語版結果通知書」

オ 別添1-5「英語版手がかり再生回答例」

カ 別添 1－6 「英語版時間の見当識回答例」

(2) 別添 2 「中国語版」

ア 別添 2－1 「中国語版進行要領」

イ 別添 2－2 「中国語版検査用紙」

ウ 別添 2－3 「中国語版採点補助用紙」

エ 別添 2－4 「中国語版結果通知書」

オ 別添 2－5 「中国語版手がかり再生回答例」

カ 別添 2－6 「中国語版時間の見当識回答例」

(3) 別添 3 「ハンデル版」

ア 別添 3－1 「ハンデル版進行要領」

イ 別添 3－2 「ハンデル版検査用紙」

ウ 別添 3－3 「ハンデル版採点補助用紙」

エ 別添 3－4 「ハンデル版結果通知書」

オ 別添 3－5 「ハンデル版手がかり再生回答例」

カ 別添 3－6 「ハンデル版時間の見当識回答例」

(4) 別添 4 「ポルトガル語版」

ア 別添 4－1 「ポルトガル語版進行要領」

イ 別添 4－2 「ポルトガル語版検査用紙」

ウ 別添 4－3 「ポルトガル語版採点補助用紙」

エ 別添 4－4 「ポルトガル語版結果通知書」

オ 別添 4－5 「ポルトガル語版手がかり再生回答例」

カ 別添 4－6 「ポルトガル語版時間の見当識回答例」

(5) 別添 5 「スペイン語版」

ア 別添 5－1 「スペイン語版進行要領」

イ 別添 5－2 「スペイン語版検査用紙」

ウ 別添 5－3 「スペイン語版採点補助用紙」

エ 別添 5－4 「スペイン語版結果通知書」

オ 別添 5－5 「スペイン語版手がかり再生回答例」

カ 別添 5－6 「スペイン語版時間の見当識回答例」